

令和3年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度小牧市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療事務支援委託事業	令和3年度から 令和4年度まで	2,800千円

令和 3 年度

小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)

債務負担行為で令和4年度以降にわた
支出額及び令和3年度以降の支出予定

(当該年度提出分)

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出額		令和3年度以降
		期 間	金 額	期 間
後期高齢者医療事務支援委託事業	千円 2,800		千円	令和3年度から 令和4年度まで

るものについての令和2年度末までの
額等に関する調書

の支出予定額	左 の 財 源 内 訳				備 考
	金 額	特 定 財 源			
金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
千円 2,800	千円	千円	千円	千円	
			2,800		